

# 人口動態調査における新型コロナウイルス感染症に係る疑義照会について（協力依頼）

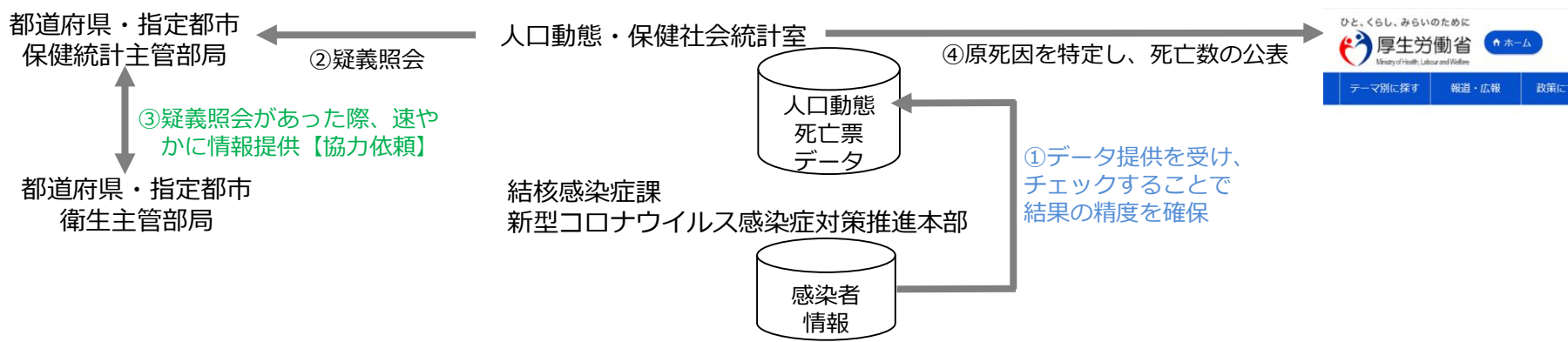
## 背景

- 人口動態調査（以下「本調査」という。）においては、**新型コロナウイルス感染症を原死因とした死亡数について全国及び都道府県・指定都市単位で公表**しており、**新型コロナウイルス感染症対策における重要な基礎資料**になるもの。
- 厚生労働省（以下「当省」という。）においては、**結果精度を確保する観点から、本調査を実施する政策統括官付人口動態・保健社会統計室（以下「統計部局」という。）が、健康局結核感染症課（以下「政策部局」という。）から死亡者に関する情報の提供を受け、本調査（死亡票）の審査に活用**している。この際、疑義等があった場合には、統計部局は、都道府県及び指定都市保健統計主管部局（以下「保健統計主管部局」という。）に照会しているところ。
- 照会内容の中には、死亡票に記載されている死因を確認するものがある。このため、保健統計主管部局は、都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部局（以下「衛生主管部局」という。）が有する新型コロナウイルス感染者に関する情報が必要となる場合があり、作業を進めていただく中で、今般、**保健統計主管部局と衛生主管部局との間でのこうした情報のやり取りに係る個人情報取扱い等に関する疑義**があった。
- 当省においては、**行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項において、法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるときは利用目的以外の目的のために提供することができる**こととされており、当該規定を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ**統計部局と政策部局の間で必要な情報共有を行っている**ところ。

- ・本調査の結果は、新型コロナウイルス感染症対策における重要な基礎資料
- ・調査結果の精度を確保することが対策の推進に資する

## 依頼内容

地方公共団体においても当省における取扱いを踏まえ、**保健統計主管部局と衛生主管部局との間で照会があった場合には、情報共有に努めて**いただきたい。



# 人口動態調査「死亡票」

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

